

3 定義（総則研究グループ作成）

- 1 この条例における用語の定義は当該各号に定めるところによる。
- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び市内で事業を営むもの又は活動する団体等。
 - (2) 事業者 市内で営利または非営利の事業活動を行うもの。
 - (3) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに対等の立場で共通の目標に向けて、協力することをいう。
 - (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
 - (5) 参画 企画立案から実施、評価に至るすべての過程に参加し、意思決定にかかわることをいう。
 - (6) コミュニティ 地域社会を形成する組織及び集団

ここでは、条例の中に定義として位置づけすべきと考えられるものについて示しました。そのため、各条文ができあがった段階で、定義すべき用語及びその内容について、調整し、確定する必要があります。「情報の共有化」や「コミュニティ」など、今後の条文間の調整の中で定義が必要となってくるものについては、その都度規定していくこととします。

また、条例全体を通じての用語の使用方法が、ここでの定義と別の意味で使われていないかを確認する必要があります。

- ・市民の定義について、全体会で検討し、市内で活動する団体を含めた。
- ・協働の定義については、「北本市市民と行政との協働推進計画」における定義と整合性を図った。
- ・住民自治推進市民委員会については、項目20の市民委員会の設置のところでどのような委員会が必要かを検討し、そのうえで定義として記すかどうかを検討する。

1 1 説明責任（議会・行政研究グループ）

- 1 市は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 2 市は、市民に情報を積極的に公開し、公正で透明性の高い市政運営を行うものとする。
- 3 市は、政策の立案・実施にあたり、年度予算策定時を目処にその課題とビジョンを明らかにし、市民に周知・理解させるため「市民委員会」を開催できるものとする。
- 4 前項の「市民委員会」の実施要項は、別に定めるものとする。

この項目では、市及び議会の説明責任の原則を示しました。

情報公開については、北本市情報公開条例及び同施行規則がありますが、これらの法規だけで十分なかどうかを検討する必要があります。

また、政策の立案や実施にあたり、市民からの意見を反映させるための組織として「市民委員会」等を組織している自治体もあり、当市においてもそのような組織を設置することが望ましいと考えます。市民委員会の実施要綱等については、別途検討し、実効性のあるものを位置付ける必要があります。

- ・市民委員会については、項目の20 でその役割等について改めて検討する。

20 市民委員会の設置(市民研究グループ)

(自治委員会の設置)

- 1 市に、北本市自治委員会（仮称）(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。
- 3 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

自治条例は作って終わりではなく、運用して初めて意味があるものです。この条例が正しく運用されているかを検証し、さらには、条例の見直しについても検討する組織が必要と考えます。

これまでに委員会の設置を市民の権利の枠内で討議してきましたが、市民と行政とが自治を確保するために行政が設置する機関であるため、議会・行政を研究するグループでも討議すべき内容であるとしました。

委員会の形式は、市長の諮問機関（附属機関）とし、委員会の委員構成などは別の定めに委ねることとしました。

また、この委員会がどのような役割を担うべきかについても議論しましたが、市民グループでは、チェック機関として条例の適切な運用、見直しの検討を主な役割とし、政策立案、予算編成などの役割については、市民の自発性に委ねるべき事項としました。今後、各グループでの委員会の位置づけについて議論が必要です。

「20 市民委員会の設置」に関する各グループの相違点

項目	総則 G	行政・議会 G	市民 G
名称（仮称）	住民自治推進市民委員会	市民委員会	北本市自治委員会
在り方	組織	組織（説明会を設けるだけでない）	組織（市長の諮問機関）
目的	市民が市政参加を行うひとつの手段として設ける市民代表による委員会	政策の立案や実施にあたり、市民からの意見を反映させるための組織	条例が正しく運用されているか検証し、条例の見直しを検討する附属機関
役割	条例検証		
	条例見直		
	意見表明		×
	政策立案	×	×
	予算編成	×	×